



新型コロナウイルス感染症の感染予防の徹底をお願いします

現在の感染状況が続くと、他の病気で病院の受け入れに影響が及び、これまでどおりの医療が受けられなくなります。

マスクの着用や3密(密接、密集、密閉)の回避、大人数や長時間に及ぶ飲食など感染リスクの高い5つの場面での注意といった基本的な感染対策の徹底をお願いします。

一都三県 緊急事態行動

首都圏における人流を抑え人と人の接触機会を減少させるため、一都三県(東京、埼玉、千葉、神奈川)で連携して人流抑制のため対策を行います。

千葉県の協力要請(1月4日発表) 期間 1月8日~31日

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しています。千葉県は、感染拡大防止の重大な局面であり医療の緊急事態として、次の協力要請を行いました。詳しくは千葉県ホームページをご覧ください。

外出自粛

- 午後8時以降の不要不急の外出は自粛
- 午後8時以前でも感染リスクの高い場所への不要不急の外出は自粛

酒類を提供する飲食店に営業時間の短縮

- 営業時間は午後8時まで※午後8時~午前5時は営業しないでください。
- 酒類の提供は午後7時まで
- ※全期間ご協力いただいた中小企業などの方には協力金を支給

事業者などの皆さんへ

- イルミネーションは早めに消灯
- テレワークの徹底
- 在宅勤務・時差出勤の徹底
- 職場・寮における感染防止策の徹底
- 従業員への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ

施設管理者・イベントの主催者の皆さんへ

- イベントの参加者へ感染予防の徹底
- スポーツ・ライブなどのイベント前後は飲食を控えることを呼びかける

市独自 令和2年8月~12月の売上げが対象 我孫子市事業継続支援金(基本支援金)

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが大きく減少しているものの、50%以上減少した月がないため、国の持続化給付金を受けられない市内中小事業者に支援金を交付しています。令和2年1月~7月を対象月として申請済みの事業者も対象です。

※申請書は市ホームページからダウンロードまたは電話で請求してください。※商工会の会員には商工会から申請書を郵送済みです。

交付額 10万円

主な条件 詳しくは市ホームページ(QRコード参照)をご覧ください。



☑国の持続化給付金の給付対象ではないこと。※令和2年1月~7月を対象月として給付を受けた場合も対象外です。

☑令和2年8月~12月に、売上げが前年同月比で20%以上減少した月があり、かつ50%以上減少した月がないこと。

申請期限 2月1日(月)必着で必要書類を郵送

☎・📠 〒270-1192市役所商業観光課(住所省略可) ☎7185-1734

市独自 飲食店に10万円を交付 我孫子市事業継続支援金(飲食店支援金)

この支援金は、東葛地域における飲食店の酒類の提供時間を午後10時までとする千葉県の協力要請(令和2年11月30日)を受け、県が支援を示さない中、市独自に飲食店を営む中小事業者を支援するため交付するものです。※市が交付を表明後、県も協力金の支給を決めています。

対象 市内で飲食店を営み、今後も事業を継続する意思がある事業者
※店内に飲食専用の客席を常設していないもの、自動販売機などによる無人販売を主とするもの、社員食堂、学生食堂、病院・福祉施設・集合住宅内の食堂など、主な顧客が特定されるもの、キッチンカー、屋台など、不動産である建物内に店舗を有しないもの、従業員数が100人を超える事業者などは対象外です。※感染拡大予防ガイドラインへの取り組みなどを誓約いただきます。

申請期限 2月1日(月)必着で必要書類を郵送

※対象となる可能性がある飲食店に申請書を発送しました。届いていない場合はお問い合わせください。

☎・📠 〒270-1192市役所商業観光課(住所省略可) ☎7185-1734

市独自 宿泊施設などによるテレワーク促進補助金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、宿泊施設などのテレワークプランを利用した方を支援しています。補助額、期間など詳しくは市ホームページ(QRコード参照)をご覧ください。



📠 企業立地推進課 ☎7185-2214

ご注意ください 感染リスクが高まる「5つの場面」

- 場面① 飲酒を伴う懇親会など
- 場面② 大人数や長時間に及ぶ飲食
- 場面③ マスクなしでの会話
- 場面④ 狭い空間での共同生活
- 場面⑤ 居場所の切り替わり(仕事での休憩時間に入った時など)

発熱などの症状がある方の相談先 ~季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症を疑ったら~

